

障害者就労支援に関する雇用・福祉・教育の施策動向 —高等教育機関における障害学生支援の充実に向けて—

清野 絵*・榎本 容子**

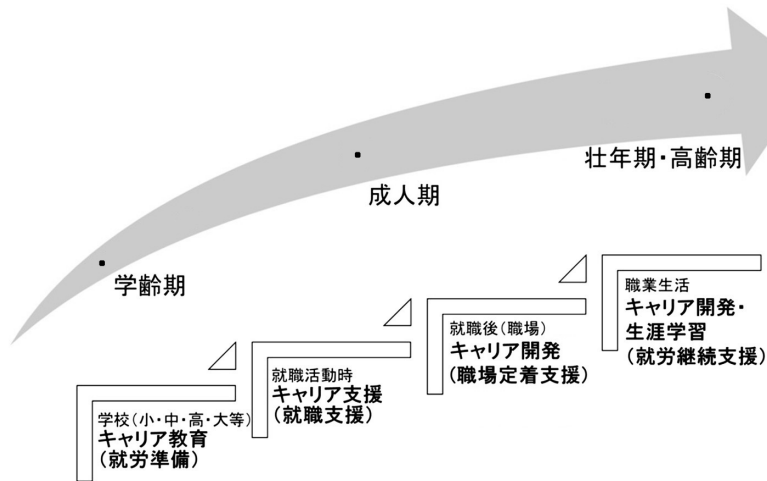
はじめに

近年、大学等の高等教育機関に在籍する障害のある学生（以下、障害学生）が増加している（日本学生支援機構 HP）。このような障害学生の増加の背景として、我が国における2014年2月の「障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）」の批准、2016年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」の合理的配慮規定の施行により、高等教育機関において、障害学生支援の体制の整備や取組が進んだことが指摘されている（日本学生支援機構 HP）。一方、大学（学部）における2017年度卒業者のうち、障害学生の就職率¹⁾は54.4%であり、障害のない学生の就職率76.1%を大きく下回るという課題がある（日本学生支援機構, 2018a・文部科学省, 2017a）。そのため、高等教育機関の出口の支援、また学生だけではなく障害のある人（以下、障害者）全体の社会参加や自立の支援という点から、障害学生に対する、教育から雇用への移行を見据えた就労支援を、雇用・福祉・教育の連携のもと、早期からより効果的に取り組む必要性が高まっている。

以上の背景から、本稿は、高等教育機関における障害学生への就労支援の今後の展望と課題を明らかにすることを目的とした。なお、本稿において就労支援とは、就労準備に資するキャリア教育²⁾及び、就労の安定及びキャリア開発に資する生涯学習の内容を含めた概念とした。よって、早期の取組も合わせて扱うこととする。本研究の想定する就労支援のイメージを図1に示す。目的達成に当たっては、障害学生に対する就労支援の実態と課題及び、課題解決に資する雇用・福祉・教育の関連施策の俯瞰的整理が重要になると考える。しかし、これまでこうした研究は見当たらない。そこで、まずⅠ先行研究における障害学生の就労支援の実態と課題の整理、Ⅱ国連における障害者権利条約の採択以降の、障害者就労支援に関する雇用・福祉・教育の関連施策の動向の整理を行った。その後、Ⅲ障害学生の就労支援に関する課題と展望について論じることとした。

* 人間科学総合研究所客員研究員

** 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・主任研究員



ライフステージに応じた就労支援

図1 本研究における就労支援のイメージ図

I. 先行研究における障害学生の就労支援の実態と課題

1. 就労支援の取組状況

日本学生支援機構による2017年度調査(日本学生支援機構, 2018a)では、障害学生に対する授業以外の支援実施状況として〈進路・就職指導〉について報告されている。その実施率は多いものから「就職支援情報の提供、支援機関の紹介」40.1% (259校)、「就職先の開拓、就職活動支援」33.1% (214校)、「障害学生向け求人情報の提供」33.0% (213校)、「キャリア教育」31.3% (202校)、「インターンシップ先の開拓」11.0% (71校)であった。この〈進路・就職指導〉については、最も実施率の高い「就職支援情報の提供、支援機関の紹介」においても、実施率は約4割に留まっている。したがって、高等教育機関全体で障害学生の就労支援の整備を実現するためには、〈進路・就職指導〉に関わる取組について、実施校を増やす必要がある。また、最も実施率の低かった「インターンシップ先の開拓」については、日本学生支援機構による別のヒアリング調査(日本学生支援機構, 2018b)においても、受入先の開拓が難しく、多くの大学等で課題として挙げられていることが報告されていた。こうした課題については、地域の就労支援機関や企業との連携に基づく取組や支援が必要であろう。

また、先の日本学生支援機構による2017年度調査では、障害学生支援に関する活動や取組実施状況として〈障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援〉について報告されている³⁾。その実施率は全体では60.1% (703校)であった。具体的な項目は、多いものから「学外機関との連携」47.9% (561校)、「インターンシップ先、就職先の開拓、企業との連携」24.6% (288校)、「一般就職ガイダンス、セミナー等における配慮の実施」20.6% (241校)、「その他」14.5% (170校)、「障害学生向け就職ガイダンス、セミナー等の実施」9.6% (112校)であった。この〈就職支援やキャリア教育

支援)は、最も実施率の高い「学外機関との連携」においても、実施率は約5割に留まっていた。障害学生の多様なニーズに応えるためには、このような就労支援が総合的に整備されておくことが重要となる。したがって、〈就職支援やキャリア教育支援〉に関わる取組全体について実施校を増やしていく必要がある。

2. 就労支援の課題

障害学生の就労支援の課題についてのより具体的なデータとして、日本学生支援機構の2014年度調査の自由記述テキストを分析した、進路・就労・キャリア教育支援に関する課題の報告がある(奥村, 2016)。この報告では課題が大きく4つのグループに分類されている。そのうちグループ1は〈連携による専門的支援と部署間連携〉であった。このグループに含まれる内容は「教職員の専門性向上と専門性を補完する外部機関との連携」「保健室・相談室との連携による把握や支援」であった。次に、グループ2は〈発達障害学生の障害認知と早期支援〉であった。このグループに含まれる内容は「本人・保護者の障害理解の困難」「障害理解のための早期支援」であった。次に、グループ3は〈学外実習の困難や卒後に及ぶ移行支援〉であった。このグループに含まれる内容は「対人スキルを要する資格実習の困難」「社会移行を支えるインターンシップや卒後支援」であった。次に、グループ4は〈発達障害学生の障害者雇用枠利用への葛藤と企業とのマッチングの困難〉であった。このグループに含まれる内容は「企業の理解や受入先の開拓」「手帳取得や障害者枠利用の躊躇」「発達障害や精神障害向けの求人の少なさ」であった。これらの結果から、グループのうち2つが発達障害学生に関するものであることが指摘できる。このことは、障害者就労支援の際に、障害種別による違いがあること、特に、発達障害学生に対する就労支援の難しさが示唆されていると考える。

発達障害学生への就労支援については、障害者職業総合センターの大学等を対象とした調査においても課題が指摘されている(障害者職業総合センター, 2013)。自由記述テキストから抽出された大学等における発達障害者支援の課題は、大きく9つであった。それは、記述が多かったものから「学校の支援体制の未整備」「障害受容を担う機関との連携等」「本人の障害受容の問題」「障害特性への対応や支援の長期化等」「具体的な支援方法」「家族の障害理解の問題」「診断の困難」「企業や社会の理解の問題」「障害者手帳の問題」であった。この内容から、発達障害学生に対する就労支援の課題の背景とその結果として、本人の障害受容、家族の障害理解、具体的な支援方法等の課題があることがうかがえる。

3. 障害学生の就労支援へのニーズ

障害学生の就労支援のニーズについて、札幌学院大学が2014年に行った同校の障害のある卒業生へのヒアリング調査がある(日本学生支援機構, 2014)。分析の結果、障害学生の大学在学中の就職活動における不安・苦労・悩みとして、全体では「求人数の少なさ」「情報不足」「高額な交通費」「就職イメージの不足」が抽出された。また、大学における就職支援に対する要望として、大きく6

つが抽出された。1つめは〈キャリア支援課からの情報発信〉であった。この中には「求人情報の充実」「会社情報の蓄積」「OB情報の蓄積」「仕事内容の紹介」が含まれた。2つめは〈外部機関との連携〉であった。この中には「情報不足の解消」「支援方法の確立」「インターンシップ」が含まれた。3つめは〈きめ細やかな個別支援〉であった。この中には「行動のアシスト」「障害別の指導」「求人斡旋」が含まれた。4つめは、〈金銭面の援助〉であった。この内容は、交通費の援助であった。5つめは〈キャリア教育〉であった。この中には「OBとの交流」「支援プログラム」が含まれた。6つめは、〈合意理的配慮〉であった。この内容は、就職ガイダンスや企業説明会、面接での情報保障であった。

また、日本学生支援機構(2017)が作成している『障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』においても、就労支援に関しては下記の2事例が掲載されており、そこから障害学生の就労支援のニーズがうかがえる。1つは、発達障害学生の事例であった。この事例では、学生から、就職試験を受けているが、良い結果が得られないとの相談があった。関わった部署は就職支援部署であった。対応内容は、本人と保護者と就職支援部署職員で三者面談を行い、就職と障害に対する家庭の意向を確認した。その意向を受けて、現状での就職は困難との判断から、ハローワークの専門相談員を紹介した。そして、学生に適応した就業場所を見つけるため、障害者手帳を取得し、就労継続支援A型事業所を紹介され、内定を得た。その後、学生は、納得の上、問題なく通学している。もう1つは、精神障害学生の事例であった。この事例では、就職活動での無理により、メンタルクリニック通院が始まり、精神障害に関する診断が出た。そのため就職活動をストップさせ、卒業を目指すことに絞ったが、卒業の目途がたったころに、本人から就職したいとの申し出があった。関わった部署や外部機関は、学生相談部署、保健管理センター、就職支援部署、医療機関、就労移行支援事業所、ハローワークであった。対応内容は、学生相談部署で継続的に相談しており、通常の仕事は難しいとの判断であったが、本人がキャリアセンターに就職希望を伝えた。そのため、通院先の医療機関と連携をとり、就労に向けた調整を行った。検査や診断の結果、複数の障害があったが、本人の意向で障害者手帳の取得は困難であった。本人が就労移行支援を行う機関との連携を希望し、卒業後、そこを利用することになった。その後、就職し、継続して勤務している。こうした事例から、障害学生に就労支援のニーズがあること、支援には学内学外連携が必要となってくることがうかがえる。

II. 障害者就労支援に関する関連施策動向

1. 施策動向の整理

雇用・福祉・教育の関連施策の動向を整理した結果を表1、図2に示した。表1は、年次経過と内容を把握するため、関連施策動向とその主な内容を整理したものである。図2は、国内外の動向との関連や分野間の関連を把握するため、表1と同じ関連施策動向について、国際動向と国内動向に区別し分類した。このうち、国内動向については、法律制定・改正や内閣府が主体となる国内動向(全体)と、厚生労働省管轄の雇用分野・福祉分野、文部科学省管轄の教育分野を対象とした²⁶⁴。

表1 障害者就労支援に関する関連施策・動向と関連する主な内容

年	施策動向と内容
2006 (H18)	国連総会において「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)採択
	・差別禁止、合理的配慮義務・労働の権利、労働環境の改善整備 ・障害者の生涯学習の確保が規定
	「教育基本法」改正
	・教育目標として、「職業・生活との関連の重視」が明記 ・生涯学習社会の実現、学習の成果を職場、地域や社会で生かすことができるようなチャンス
	「福祉施設、特別支援学校における一般雇用に関する理解の促進等、障害者福祉施策及び特別支援教育施策との連携の一層の強化について」通達 <厚生労働省>
2007 (H19)	・福祉的就労から一般雇用への移行の促進等 ・雇用と福祉の一層の連携強化
	国連アジア太平洋経済社会委員会において「びわこプラスファイブ」採択
	・早期発見、早期対応と教育訓練および自営を含む雇用の行動目標の設定
	日本が「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)署名
	障害者施策の「重点施策実施5か年計画」策定 <障害者施策推進本部>
	・障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図る ・福祉、労働等の関係機関との連携による学校における特別支援教育の体制整備 ・障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の促進
	教育再生会議第一次報告「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」 <内閣府>
	・教育3法の改正が提言
	「学校教育法等」改正
	・義務教育の目標に、職業についての知識と技能、勤労を重んずる態度及び将来の進路を選択する能力を養うことが明記 ・特別支援学校制度の新設 ・労働関係機関と連携し、就労支援に取り組む
2008(H20)	「福祉施設、特別支援学校における一般雇用に関する理解の促進等、障害者福祉施策及び特別支援教育施策との連携の一層の強化について」改正 <厚生労働省>
	・一般雇用や雇用支援策に関する理解促進と就労支援の取組の強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」の実施 ・準備段階から職場定着までの一貫した支援を行う「地域障害者就労支援事業」の実施
2009 (H21)	「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)発効
2011 (H23)	持続可能な開発のための教育(ESD)世界会議において「ボン宣言」採択
	・職業訓練や教育にESDを組み込むための連携体制の発展・拡大及びそのための市民社会、行政、民間企業やNGO等との連携強化
	「障害者基本法」改正
2012 (H24)	・差別禁止の規定 ・多様な就業の機会の確保、特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策 ・障害者の優先雇用その他の施策・事業主による雇用の機会の確保と適正な雇用管理 ・精神障害者に発達障害が含まれることが位置づけ
	「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」取りまとめ <文部科学省>
2013 (H25)	・中・長期的課題に就職支援等が記述 ・外部機関との連携、発達障害者支援、キャリア教育・インターンシップの検討
	ユネスコ総会において「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」採択
	・持続可能な開発へ向けた教育の再方向付け
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)公布
	「第3次障害者基本計画」閣議決定
	・大学等における支援体制の整備 ・大学間や地域のネットワークの形成・教員への情報提供、研修
	「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)改正
	・雇用分野において事業主に対して障害者への差別禁止及び合理的配慮の提供を義務化 障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について <厚生労働省> ・「福祉」「教育」「医療」から「雇用」への流れを一層促進する目的で取組を実施
2014 (H26)	「障害者権利条約」批准
	「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化」の改正について <厚生労働省>
2015 (H27)	・障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等の就労支援機関、特別支援学校、企業や医療機関、都道府県労働局や安定所が中心となり、地域障害者職業センターと連携を図り取組実施
	国連サミットにおいて「持続可能な開発目標」(SDGs)採択
	・包摂的かつ公平で質の高い教育の提供、生涯学習の機会の促進 ・健康の確保と福祉の推進・不平等の是正 ・完全雇用およびディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の推進・平和で包摂的な社会の推進

2015 (H27)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
	・差別禁止・合理的配慮の提供 ・過重な負担の基本的な考え方
	国立大学における「国等職員対応要領」難形 <国立大学協会>
	・差別解消に関する推進体制 ・合理的配慮の提供・相談体制の整備
2016 (H28)	私立大学等への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」<文部科学省>
	・差別禁止・合理的配慮の提供 ・相談体制の整備
	「障害者差別解消法」施行
	・差別禁止・合理的配慮の提供・基本方針の作成 ・行政機関、各分野の対応要領、対応指針の作成
2017 (H29)	「発達障害者支援法」改正
	・就学前から社会参加までの切れ目ない支援体制の整備 ・「個別的教育支援計画」「個別の指導に関する計画」の作成の推進 ・個人情報の保護に十分配慮の上、関係機関で支援に資する情報共有の促進 ・就労定着の支援を規定・事業主による雇用の機会の確保と適正な雇用管理 ・大学及び高等専門学校における、「個々の発達障害者の特性」に応じた適切な教育上の配慮の提供
	「文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充」<文部科学省>
	・特別支援学校等の学習内容の充実や関係機関の連携 ・大学等における支援体制の充実
	「特別支援総合プロジェクト特命チーム」設置 <文部科学省>
	「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」改正 <厚生労働省>
	・高等学校との連携について *「通級による指導」の制度化(2018) ・大学との連携について・就労定着支援事業所について
	文部科学大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」<文部科学省>
	・生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむ ・教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等との連動
	生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」新設 <文部科学省>
・卒業後も含めた切れ目ない支援体制の整備の促進 ・障害学生への大学等における支援体制の充実	
2018 (H30)	障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について <文部科学省>
	・福祉、保健、医療、労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備 ・障害のある子供たちのキャリア教育の充実や生涯にわたる学習の奨励
	「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」取りまとめ <文部科学省>
	・大学等から就労への移行(就職) ・早期からの多様な職業観に関する情報や機会の提供 ・就職支援のための取組や関係機関間でのネットワークづくりの促進
	就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について <文部科学省・厚生労働省>
	・特別支援学校等と就労系サービス事業所等の連携を図る ・教育支援計画とサービス等利用計画の共有、連携、活用 ・実効性のある就労アセスメントの実施
2018 (H30)	「障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」<厚生労働省>
	・条件を満たせば大学最終年度の就労移行の利用を認める
	「第4次障害者基本計画」閣議決定
	・雇用・就業、経済的自立の支援 ・教育の振興(個別の指導計画・教育支援計画の活用による特別支援教育の充実、障害学生の支援、生涯を通じた多様な学習活動の充実)
	障害者雇用率の引き上げ *障害者雇用促進法改正(2013)
	・障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加 ・4月1日から民間企業の法的雇用率2.2%(2020年までに0.1%引き上げ)
「教育と福祉の一層の連携等の推進について」<文部科学省・厚生労働省>	
・学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置 ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化 ・保護者支援のための情報提供	
「第3期教育振興計画」閣議決定	
・障害者の生涯学習の推進(学校卒業後における障害者の学びの支援、切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実、大学等における学生支援の充実等)	
「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」	
・学校から社会への移行期に特に必要となる学習・各ライフステージの課題に対応するための学習	

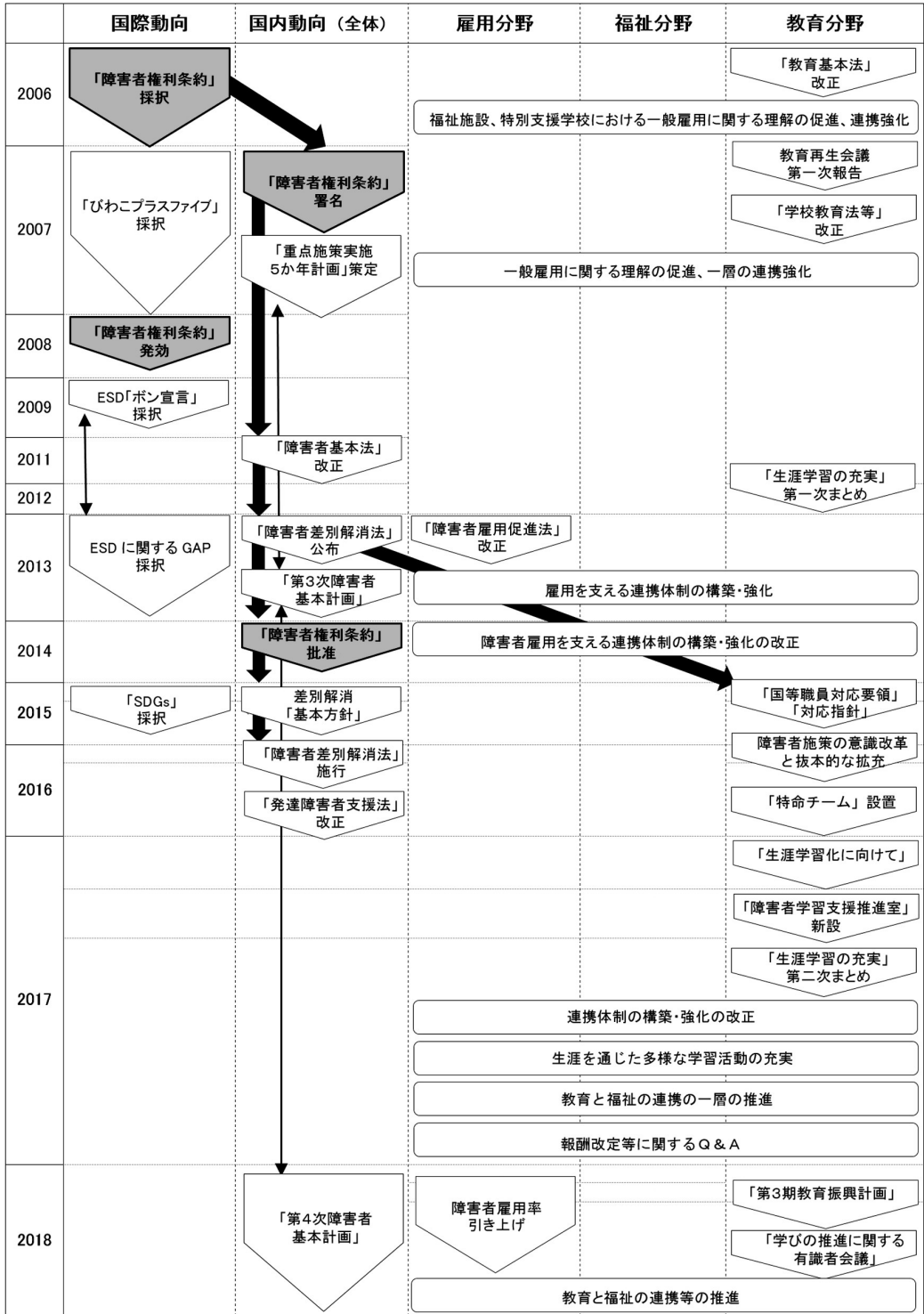


図2 障害学生の就労支援に関する関連施策・動向の分野別整理

2. 施策動向の概要

次に表1、図2における障害者就労支援の施策動向を概説する。

(1) 国際動向

1) 障害者権利条約

障害者施策の理念的、実質的背景として、「障害者権利条約」がある。この条約は、2006年に国連総会で採択された。この条約は、障害者の尊厳や権利に関する総合的な条約である。その中には、障害者就労支援と関連して教育、仕事と雇用、リハビリテーションに関する項目が含まれる。教育については、生涯教育を含めたインクルージョン教育制度の下に公平な教育を受ける機会や合理的配慮の提供等が規定されている。また、仕事と雇用については、仕事への権利の保障や、雇用における障害を理由とする差別の禁止、職場での差別やいじめからの保護、苦情に対する法的救済等が規定されている。リハビリテーションについては、生活のあらゆる場面での自立と身体的、精神的、社会的そして職業的能力の獲得と維持、とりわけ健康、雇用、教育、社会的サービスの分野での包括的なリハビリテーションの実施等が規定されている。

2) びわこプラスファイブ（中央障害者施策推進協議会、2007）

障害者権利条約を具体化する国際動向には、「びわこプラスファイブ」がある。「びわこプラスファイブ」は「アジア太平洋地域の障害者のためのインクルーシブでバリアフリーな、かつ、権利に基づく社会」を目的としている。主な内容は、①優先的行動分野における行動の追加、②目標達成のための戦略の再構築、③効果的なモニタリング及びレビューの促進から構成される。障害者就労支援と関連するものとしては、①における、「早期発見、早期対処と教育」が該当する。この内容は、保健及び教育を所管する政府機関間の効果的な調整、インクルーシブな教育制度の確保等であった。また、「自営を含む職業訓練と雇用」も該当する。この内容は、障害者の国内・多国籍の事業主とのパートナーシップの開発、職業準備訓練、労働権の実現等であった。

3) 持続可能な開発のための教育（文部科学省、2013；2014）

障害者に限定されない人権、公平、雇用・労働、教育等の理念的、実践的背景として「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development: ESD）」がある。ESDは、世界における様々な問題（たとえば環境、貧困、人権、平和、開発等）の解決に取り組み、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のことである。ESDの目標は、①「全ての人が質の高い教育の恩恵を享受すること」、②「持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること」、③「環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと」である。また、2009年にESD世界会議においてボン宣言が採択された。このボン宣言では、ESDの推進に向けて政策レベルと実践レベルでの行動が示され、それについて呼びかけがなされた。障害者就労支援と関連するのは、「職業訓練や教育にESDを組み込むための連携体制の発展・拡大及びそのための市民社会、行政、民間企業やNGO等との連携強化」等

あった。さらに、2013年のユネスコ総会において、「国連ESDの10年」（2005～2014年）の後継プログラムとして「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が採択され、2014年の国連総会で承認された。GAPの目的は2つあり、それは「全ての人が、持続可能な開発に貢献するための、知識、技能、価値観、態度を習得する機会を得るため、教育及び学習を再方向付けすること」「持続可能な開発を促進する全ての関連アジェンダ、プログラム及び活動において、教育及び学習の役割を強化すること」であった。

4）持続可能な開発目標（外務省、2018）

前述したESDは教育を対象としたものであったが、広く社会全般を対象とした理念的、実践的背景として、2015年には国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」がある。SDGsは、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のことである。17の目標のうち、障害者就労支援に関連するものは、「教育」「働きがいと経済成長」「不平等の改善」に関する目標である。より具体的には、「教育」についての目標は、「包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進すること」である。それに含まれるのは、「すべての人々が質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする」「技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる」「障害者など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする」「障害などに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする」ことである。また、「働きがいと経済成長」についての目標は、「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進すること」である。それに含まれるのは「若者や障害者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用およびディーセント・ワーク、ならびに同一労働同一賃金を達成する」「就労、就学、職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす」「すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する」ことである。また、「不平等の改善」についての目標は、「国内および国家間の格差を是正する」ことである。それに含まれるのは、「年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント、および社会的、経済的、および政治的な包含を促進する」「差別的な法律、政策、および慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する」ことである。

(2) 国内動向（全体）

国内動向（全体）については、「障害者権利条約」の影響と、条約採択以前からの我が国の障害者基本計画に基づく取組が相互に関連しながら進展してきている。「障害者権利条約」と直接関連した

我が国の動向としては、2006年の国連における条約採択を受けて、我が国は翌年の2007年に条約に署名している。その後、我が国においては権利条約の理念に沿って、条約締結に向けた国内法の整備が急速に進められた。具体的には、2011年に「障害者基本法」が改正され、次いで2013年に「障害者差別解消法」の公布がなされ、また同年に関連して雇用分野の「障害者雇用促進法」が改正された。そして、国内法の整備を終えた2014年に「障害者権利条約」が批准された。

1) 後期「重点施策実施5か年計画」(障害者施策推進本部, 2007)

国内における障害者施策は、障害者基本計画(以下、基本計画)に沿って行われているが、その重点施策や達成目標を定めたものが、「重点施策実施5か年計画」である。ここでいう基本計画とは、我が国の政府が、2002年に閣議決定したもので、2003年度から2012年度までの10年間を計画期間として策定したものである。「重点施策実施5か年計画」は、この基本計画に基づく諸施策の着実な推進を図るため、前期5年間と後期5年間でそれぞれ策定された。

基本計画においては、我が国が目指すべき社会を「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とすること」が掲げられ、そのための課題、分野別施策の基本的方向等が規定されている。2007年は、この基本計画の中間にあたったため、基本計画に基づき、後期5年間の「重点施策実施5か年計画」が策定された。また、この際に、前期5年間における計画に基づく法改正についても整理されている。前期計画に基づいて改正・制定されたものとしては、2004年の「障害者基本法」改正、「発達障害者支援法」制定、2005年の「障害者雇用促進法」改正、「障害者自立支援法」制定、2006年の「学校教育法等」改正、「教育基本法」改正、バリアフリー化に関する法律の制定があった。

そして、後期5年間の「重点施策実施5か年計画」において、障害者就労支援と関連する項目は下記であった。それは、「重点的に実施する施策及びその達成目標」のうち「教育・育成」の「社会的及び職業的自立の促進」の項目である。ここに含まれる内容は、「特別支援学校と関係機関等の連携・協力による、現場実習先の開拓・新たな職域の開拓」「障害者の職業自立に対する理解啓発の促進」「特別支援学校高等部と連携した効果的な職業訓練の実施」である。また、同目標のうち「雇用・就業」の項目は全てが障害者就労支援と関連した。このうち、特に障害学生に関連するものは、「雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化」「高等学校・大学における就労支援の推進」であった。

2) 「障害者基本法」改正

「障害者基本法」は、障害者施策について、基本理念、国や地方公共団体の責務、施策の基本事項等を定めた法律である。そして、2011年の改正は、「障害者権利条約」の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、「障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現」を目的として新たに規定された。改正における変更点としては、障害者の定義について、障害による制限を機能障害に限定するのではなく、社会における様々な障壁によって生じるという社会モデルの考え方をふまえて変更がなされた点が挙げられる。

3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）

「障害者差別解消法」は、障害者基本法（第4条）の差別の禁止を具体化した法律である。これは、障害者に対する不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供を差別と規定し、国・地方公共団体等や事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めたものである。また、この中で「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の策定について規定されている。また、職員が適切に対応するために必要な「職員対応要領」、事業者の適切な対応・判断に資するための「対応指針」の策定についても規定されている。同法は2013年に制定、2016年から施行された。

4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

「障害者差別解消法」における規定を受けて、2015年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が閣議決定された。この基本方針は、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考えを示すものである。この中では、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の基本的な考え方が規定されている。また、障害者差別解消法をうけた基本方針をふまえて、文部科学省および国立大学は職員の取組のための「国等職員対応要領」を、文部科学大臣は、民間の事業者に向けて「対応指針」を作成することとなった。

5) 第3次、第4次障害者基本計画（内閣府、2018）

上述した流れの中で、障害者基本法に基づき2013年は「第3次障害者基本計画」、2018年には「第4次障害者基本計画」が策定された。この障害者基本計画は、政府が講じる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画である。

ア. 第3次障害者基本計画

第3次障害者基本計画の計画期間は2013年度から2017年度までであった。その基本的方向は、①障害者施策の基本原則等の見直し、②計画期間の見直し、③施策分野の新設、④既存分野の施策の見直し、⑤成果目標の設定、⑥計画の推進体制の強化であった。このうち、①は障害者基本法改正を踏まえた見直し、②は障害者基本法改正と、障害者差別解消法の制定を踏まえた新設であった。また、計画の内容のうち、障害者就労支援と関連するものとしては、④における「障害者雇用の促進及び就労支援の充実」「優先的調達推進等による福祉的就労の底上げ」が該当する。また、計画における分野別施策の基本的方向のうち、障害者就労支援と関連するものとしては、「雇用・就業、経済的自立の支援」が該当する。この中には「障害者雇用の促進」「総合的な就労支援」「障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保」「福祉的就労の底上げ」「経済的自立の支援」が含まれる。また、障害学生に関連するものとしては「教育、文化芸術活動・スポーツ」が該当する。この中で、関連するものとしては、「インクルーシブ教育システムの構築」「教育環境の整備」「高等教育における支援の推進」が該当する。

イ. 第4次障害者基本計画

次に、第4次障害者基本計画の計画期間は2018年度から2022年度までである。その基本的方向は、①2020東京パラリンピックを契機として、「社会のバリア」（社会的障壁）除去をより強力に推

進、②障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保、③障害者差別解消に向けた取組を着実に推進、④着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実することであった。また、計画における各論のうち、障害者就労支援と関連するものとしては、「雇用・就業、経済的自立の支援」が該当する。その内容は、「総合的な就労支援」「多様な就業機会の確保」である。また、各論のうち「教育の振興」も該当する。関連する内容は、「障害のある学生の支援」「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実」であった。

第4次障害者基本計画の本文の中で、障害者就労支援に関連する内容としては、高等教育関係の具体的施策として「障害のある学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業団体等との連携やネットワークづくりを促進する」ことという記述がある。

また、第4次障害者基本計画の成果目標の中で、障害者就労支援に直接関連する内容としては、「雇用・就業・経済的自立の支援」の成果目標のうち「一定規模以上の企業で雇用される障害数」を、現状値の49.6万人(2017年6月)から目標値を58.5万人(2022年度)とすること、「教育の振興」についての成果目標のうち「障害学生の就職先開拓、就職活動支援を行う大学などの割合」として、現状値の21%(2016年度)から目標値をおおむね100%(2022年度)とすることが記述されている。さらに、「高等教育における障害学生支援の推進」のうち「障害学生への就職指導の状況」についての成果目標も障害者就労支援に関連している。その一つは「障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合」であり、現状値の21%(2016年度)から目標値をおおむね100%(2022年度)としている。またもう一つは「障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合」であり、現状値の23%(2016年度)から目標値をおおむね100%(2022年度)としている。

6) 「発達障害者支援法」改正

「発達障害者支援法」は2005年に施行された。これにより、それまで障害者福祉制度の谷間に置かれ、対応が遅れがちであった自閉症・アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などが「発達障害」と定義された。そして、この法律では、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援を行うことが国・自治体・国民の責務として定められた。2016年にこの「発達障害者支援法」が改正された。本改正により、①幼少期から高齢期まで途切れのない支援を実施することや、②教育・福祉・医療・労働などが緊密に連携すること、③国及び都道府県は就労の機会を確保、就労の定着支援等に努めること、④事業主にも発達障害の特性に応じた雇用管理を求めること等が規定された。

(3) 雇用・福祉・教育分野の連携

次に、国内動向のうち、障害者就労支援と関連する雇用・福祉・教育分野の連携に関係する動向を概説する。

1) 福祉施設、特別支援学校における一般雇用に関する理解の促進等、障害者福祉施策及び特別支援教育施策との連携の一層の強化について（厚生労働省，2007）

障害者就労支援に関して、労働関係機関と教育、福祉、医療等関係機関の連携を強化するため、厚生労働省から2006年に通知、2007年に改正の通知が出された。この連携の強化のための具体的事業を把握するため、改正後の内容を下記に整理する。まず、「福祉施設における就労支援の現状等の把握」のために、公共職業安定所（ハローワーク）は、管内の福祉施設を訪問して、各福祉施設の現況や就労支援の取組の状況等を把握し、「福祉施設就労支援台帳」を整備することが規定された。次に、「障害者就労支援基盤整備事業」として、「就労支援セミナー」「事業所見学会」「職場実習のための事業所面接会」「障害者就労アドバイザーによる助言」の実施が規定された。次に、「地域障害者就労支援事業」として、『「障害者就労支援チーム」による支援』『福祉施設での訓練（作業）と事業所での実習を組み合わせた就労支援』『障害者を対象としたワンストップ相談』が規定された。

2) 障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について（文部科学省b，2017）

労働関係機関と教育、福祉、医療等関係機関の連携については、先に述べた「福祉施設、特別支援学校における一般雇用に関する理解の促進等、障害者福祉施策及び特別支援教育施策との連携の一層の強化について」等により推進されてきた。これに加え、都道府県労働局や公共職業安定所等の労働関係機関において、特別支援学校等との連携を一層強化するために、連携体制の構築・強化について、厚生労働省から2013年に通知が出され、2014年と2017年に改正された。

この改正の趣旨は、福祉・教育・医療から雇用への流れをより一層促進するため、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等の地域で障害者の就労支援を行う機関、学校教育法に基づく特別支援学校に加え、障害学生の通学する高等学校、大学等の教育機関や、企業や医療機関を巻き込んで、地域全体で障害者の雇用を支えるため、都道府県労働局や安定所が中心となって、地域障害者職業センターと連携を図りつつ、以下の取組に重点を置いて実施するものとしている。その取組とは、①就労支援セミナーの実施等による企業理解の促進や職場実習の推進、②企業が障害者を継続して雇用するための支援の実施、③ネットワークの構築・強化である。さらにその内容のうち障害学生の就労支援に関する内容としては、①については、「発達障害者等への就職支援に課題を抱えている高等学校及び大学等の教職員等に対する発達障害者等の就職支援への理解促進」等のための取組を行うとしている。その取組とは、「就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーによる助言等による障害者やその保護者、就労支援機関、相談支援事業所等、特別支援学校、医療機関等、発達障害者等への就職支援に課題を抱えている高等学校及び大学等の教職員等に対する企業理解や就労支援に関する理解の促進」等であった。また、労働局は、福祉・教育・医療から雇用への移行を促進するため、地域障害者職業センター等の就労支援機関、特別支援学校、医療機関等、発達障害者等への就職支援に課題を抱えている高等学校及び大学等、地方自治体、事業主団体、障害者雇用に取り組む企業等による「雇用移行推進連絡会議」を開催し、労働局が作成した「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」にかかる推進計画について意見を求めるとともに、事業の実施に必要な協

力を求めることとする」としている。また、労働機関と関係機関等との連携の強化として、「学校等」の項目があり、その中で「障害のある学生の就職においては、一般求人以外にも障害者求人があることや、卒業後に就労支援機関や就労系障害福祉サービスの利用も視野に入れる必要があるなど、他の学生に比べて就職活動が複雑になる。これに加え、モデルケースを周辺に見つけづらい状況に置かれていることにより、就職後のイメージを確立しながら、自分に合った就職活動を円滑に行うことが困難となっている。このため、大学等において、対話の中で障害のある学生の意向を掴みながら、早い段階から多様な就職観に関する情報や機会の提供を行うこと」と規定されている。

3) 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について (文部科学省 c, 2017)

2017年に文部科学省から「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について (依頼)」が出された。この依頼の背景や経緯としては、近年、文部科学省は、これまで学校教育を中心に展開されてきた特別支援教育施策を、就学前や学校卒業後も含めた総合的な取組として展開していくことが必要であるという認識に基づき、前年2016年には「文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充」を公表した。また、2017年の依頼とあわせ、大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」が公表された。さらに、2017年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設し、福祉・保健・医療・労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育等に総合的に取り組むこととした。

4) 「障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A」 (厚生労働省, 2017)

2017年度に厚生労働省が出した「障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A」の中に、雇用・福祉分野と教育分野の連携に関係する項目が含まれていた。それは、「就労移行支援の大学在学中の利用」についてであった。具体的内容は、大学等の卒業年度において、規定の条件を全て満たす場合は、就労移行支援の利用を認めるというものであった。

5) 就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について

(文部科学省・厚生労働省, 2017)

また、連携を促進、強化するものとして2017年に出された文部科学省と厚生労働省の連名による「就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について」がある。この内容は、就労継続支援 B 型事業所の利用にかかるアセスメントの取り扱いの見直しであった。この中で、就労アセスメントの趣旨として、就労継続支援 B 型事業所は、雇用契約に基づく就労が困難である者に対するサービスであることから、「特別支援学校等卒業後すぐに就労継続支援 B 型の利用を希望する場合、特別支援学校等在学中に就労アセスメントを受けた上で、最も適した進路に円滑に移行できるようにするとともに、就労継続支援 B 型を利用する場合には、一般就労への移行の可能性も視野に入れ支援を行うなど就労アセスメントにより長期的な就労面に関するニーズや課題等を把握した上で、卒業後個々の状況に応じた支援が受けられるよう、円滑な移行を図っていくことが重要」であり、「就労アセスメントは就労継続支援 B 型の利用の適否を判断するもの」ではないことが明記され

ていた。

6) 教育と福祉の一層の連携等の推進について（文部科学省・厚生労働省，2018）

教育と福祉の連携については、文部科学省と厚生労働省が2017年に、両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトにて検討を行い、2018年3月に「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告（家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム，2018）」を取りまとめた。その結果をふまえて、2018年5月に文部科学省と厚生労働省の連名による連携等の推進についての通知が出された。その内容は、「教育と福祉の連携を推進するための方策」「保護者支援を推進するための方策」であった。なお、本報告は、就労支援に直接関連する施策とは言いがたいが、早期からの家庭と教育・福祉が連携したキャリア発達支援の充実を考えるならば、重要な位置づけとなるだろう。

7) 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議（文部科学省，2018）

最後に、教育分野に該当するが、多分野の連携が重要となる施策の動向について述べる。それは2018年に文部科学省が設置した、生涯学習社会の実現と共生社会の実現に向けて「学校卒業後の障害者の学びにかかる現状と課題を分析し、その推進方策について検討を行う」ための有識者会議と、そこでの検討作業の内容である。この会議の中で、学校卒業後における障害者の学習として必要となる内容のイメージ例として、〈特に学校から社会への移行期に必要な内容（視点1）〉に関しては、「学校段階で身につけた資質・能力の維持・開発に関する活動」「社会体験や生活体験、農業体験」「就業体験、職場実習」等が挙げられている。また、〈生涯の各ライフステージに必要な内容（視点2）〉に関しては、「健康の維持・増進」「金銭管理、契約」「集団生活でのルール、マナー」「ストレスマネジメント」「就職や転職に関係のある知識や資格の取得」等が挙げられている。さらに、〈生涯を通じて必要な内容（視点1・2共通）〉に関しては、「人と関わる力（コミュニケーション能力等）に関わる活動」「主体性を持って物事に取り組む意欲、やり遂げる力に関わる活動」「スポーツ活動」「文化芸術活動」等が挙げられている。なお、これらについて、特別支援学校等でのキャリア教育の取組も踏まえ、生涯を通じたキャリア発達の促進を重視することが述べられている。以上から、生涯を見据えたキャリア支援の拡充に当たっては、各ライフステージにおける、キャリア支援の充実のほか、家庭生活や社会生活に必要な学習の充実が重要となることがうかがえる。

Ⅲ. 障害学生の就労支援に関する課題と展望

本稿では、Ⅰにおいて障害学生の就労支援の現状と課題を、Ⅱにおいて障害者就労支援の施策動向を整理し、概説した。以下では、障害学生の就労支援の課題と、現在またはこれからの障害者就労支援の施策動向がどのように対応しているかを論ずる。これにあたり、両者の対応関係を整理したものを表2に示した。

Ⅰ 障害学生の就労支援の課題については、類似のものを分類しカテゴリー化した。そのうち〈学内支援〉に分類された課題に対しては6つの施策動向が対応していた。特に、第4次障害者基本計画で

表2 障害学生の就労支援の課題と、障害者就労支援の施策動向との対応

カテゴリー	障害学生の就労支援の課題	障害者就労支援の施策
学内支援	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮 ・キャリア教育 ・学校の支援体制の未整備 ・キャリア支援課からの情報発信 ・高等教育機関における「進路・就職指導」「就職支援やキャリア支援」の実施率の低さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮（障害者権利条約） ・対応要領、対応指針（障害者差別解消法・基本方針） ・学生への就職指導の状況の成果目標の設置（第4次障害者基本計画） ・高等学校・大学における就労支援の推進（重点施策実施5か年計画） ・早期からの情報・機会の提供（連携体制の構築・強化）
学内・学外連携	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的支援と部署間連携 ・障害受容を担う機関との連携等 ・外部機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・学内連携の推進・外部機関との連携推進（第4次障害者基本計画）
本人・家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害学生の障害認知と早期支援 ・本人の障害受容の問題 ・家族の障害理解の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者に対する支援（発達障害者支援法） ・早期支援・保護者の理解促進（連携体制の構築・強化）
支援方法	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な支援方法 ・きめ細やかな個別対応 ・障害特性への対応や支援の長期化等 ・実習の困難や卒後に及ぶ移行支援 ・発達障害学生の障害者雇用枠利用への葛藤と企業とのマッチングの困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者への就労支援、事業主への特性に応じた雇用管理の要請（発達障害者支援法） ・最終年度の就労移行支援利用（報酬改定等に関するQ & A）
企業・社会の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や社会の理解の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援セミナーによる企業理解の促進（連携体制の構築・強化）
手帳関係	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳なしの場合の支援困難 ・手帳取得の困難 	—
診断	<ul style="list-style-type: none"> ・診断の困難 	—
経済的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭面での援助 	—

※ - :対象資料では記述なし

は、現状の数値を基に支援の成果目標を定めており、この目標が達成されれば、実施率等の整備や支援の量的拡充を充足することができると考えられる。次に〈学内・学外連携〉に分類された課題に対しては、これも第4次障害者基本計画においてその推進が定められていた。しかし、「障害受容を担う機関との連携等」については、どの機関が障害受容に向けた支援を担うことができるのか、そのためにはどのように連携する必要があるのかといった、具体的な部分に課題が残されている。〈本人・家族支援〉に分類された課題については、発達障害者支援、早期支援、保護者の理解促進の規定や取組が対応していた。しかし、発達障害者本人の障害受容、家族の障害理解については先行研究（障害者職業総合センター、2013）においてその支援の困難さが指摘されており、具体的な支援方法については検討や研究の蓄積が必要と考えられる。〈支援方法〉に分類された課題については、発達障害者支援、事業主への特性に配慮した雇用管理の要請、卒業年度の就労移行支援の利用の規定や取組が対応していた。しかし、具体的な課題に対し、どのように効果的に支援を行うかについては、実践や研究の蓄積が必要とされている。〈企業・社会の理解促進〉に分類された課題については、企業理解の促進が対応していた。しかし、社会への理解促進に対応する具体的な取組は、本稿で実施した文献レビューでは見当たらなかった。また、〈手帳関係〉〈診断〉〈経済的課題〉に対応する施策動向、取組も見当たらなかった。以上をふまえ、障害学生の就労支援の課題を整理するならば、次の2点が指摘で

きる。1つめは、手帳、診断、経済的課題に分類された細かな課題については、施策動向レベルでは明確な対応は見当たらず、今後、施策や事業レベルでの対応の充実が望まれる可能性があるという点である。2つめは、一部を除き、障害学生の就労支援の課題の解決に向けて、対応する施策動向があるが、今後はこうした施策の効果検証が求められるという点である。

次に、障害学生の就労支援の展望として3点を指摘しておきたい。1つめは、障害学生の就労支援について、障害者の権利の保障、差別禁止や合理的配慮、生涯学習の保障といった理念は整備されているが、まだ高等教育機関を含まないものも見受けられる。したがって、今後は、雇用・障害福祉・教育施策において高等教育機関の障害学生の存在や増加を念頭に置いた施策や計画の拡充や策定が望まれる。2つめは、障害学生の就労支援に向けた取組、雇用・福祉・教育分野の連携が必要なことは明らかであるが、それが実際にどのような方法として具体化され実施され得るのか、学生の障害の種類や、ニーズ等を加味した上で、効果的支援に向けた実践及び研究を蓄積することが望まれる。3つめは、今回の施策動向として成果目標を設置していた第4次障害者基本計画は、目標と成果が明確であるという点において意義が大きいと考える。これをふまえ、実効性のある計画策定のためには、今後も障害学生の課題やニーズを調査等により明確にすることが重要である。また、設定された目標や事業について、その結果を検証して、次の改善や発展につなげていくことも期待される。

最後に、展望の2つめで述べた施策を具体化する方策の工夫について、今後の展開の一例として筆者らの研究を紹介する。施策の具体化及び実践に当たり、関係者間で必要な情報を手軽に共有することを支援する「ツール」の開発は、こうした工夫の一つである。その一例が、筆者らが開発した「発達障害等の子どもたちへの放課後等デイサービス向けキャリア教育プログラムの推進」のパンフレットである（榎本ら、2017）。先に、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」について触れ、本報告は、就労支援に直接関連する施策とはいえないものの、早期からの家庭と教育・福祉が連携したキャリア発達支援の充実を考えるならば重要な位置づけとなることを述べた。本パンフレットは、こうした課題の解消に向け、発達障害等の児童・生徒に対し、福祉や家庭等の「生活場面」の中で、就労を視野に据えた段階的なキャリア教育を推進することをねらいとして開発された。特徴として、小学生・中学生・高校生の発達段階ごとに、仕事理解と自己理解の側面から、キャリア発達を促す上でのポイントが整理されている。また、障害児通所支援事業所である放課後等デイサービスにおいて実施できそうな複数のキャリア支援の実践例のポイントが示されている。また、家庭との連携を想定し、家庭教育で取り組めることが示されている。こうしたパンフレットを、家庭や学校とも共有することで、家庭・福祉・教育における「生活場面」での生涯を見据えたキャリア支援の在り方を検討していくための連携ツールになる可能性を提案したい。

結語

本稿の目的は、高等教育機関における障害学生への就労支援の今後の展望と課題を明らかにするこ

とであった。これに当たり、Ⅰ先行研究における障害学生の就労支援の実態と課題の整理、Ⅱ国連における障害者権利条約の採択以降の、障害者就労支援に関する雇用・福祉・教育の関連施策の動向の整理を行った。その後、障害学生の就労支援の課題と関連施策の関連性を踏まえ、Ⅲ障害学生の就労支援に関する課題と展望について論じた。本稿から、我が国では、障害学生の就労支援と関連して、生涯を見据えたキャリア教育・キャリア支援の拡充や、多様な機関や保護者等との連携を促進する施策が急速に整備されていることが明らかにされた。今後は、各施策の連動のもと、早期から系統的かつ重層的に支援が展開され、大学や高等学校等の就労前段階までに必要な学びが保障されるしくみ作りが重要になると考える。

また、障害者権利条約の理念に基づき、我が国において、障害学生の就労支援に関連する施策が、雇用、福祉、教育の各分野で連動して総合的に実施されようとしていることが確認できた。これらの施策による、障害学生のニーズに応じた適切で効果的な就労支援の実施は、障害者の働きがいのある人間らしい仕事の促進に資するものである。具体的には、次のような多様な意義があると考えられる。それは、共生社会の実現、障害者の社会的包摂、社会参加・自立の促進、雇用や労働の権利の保障、一定の生活水準の確保等である。このことは、世界的には障害者権利条約やSDGsに示される障害者の権利保障、差別解消、自立や社会参加の促進につながるものである。国際的な障害者や人権に関する理念の実現や目標の達成、国内的な障害学生の就労支援の目標値を達成するには、障害学生の就職率の低さや、支援の整備の課題等を改善していくことが求められる。そのためには、本研究で整理した施策、制度を具体化するものとして、障害学生の就労支援の調査、研究による根拠のある支援方法の確立が必要であろう。

本稿の意義は、個別に論じられることが多かった、雇用・福祉・教育の施策動向について、障害者就労支援、障害学生の就労支援という視点から総合的に整理、考察した点である。これにより、各分野の連携の状態や我が国における全体的な課題が明確に示されたと考える。

また本稿の限界として2つを挙げる。1つめは、雇用・福祉・教育の個別分野の施策動向や事業の詳細については十分に論じられていないことである。2つめは、障害学生の就労支援の課題への対応について、施策レベルでの検討・提案に留まり、具体的な研究・実践レベルの知見を踏まえた検討・提案には至っていないことである。この理由は、本稿の意義で述べたように雇用・福祉・教育施策動向について総合的に、また特に連携に着目して整理したためである。

今後、これらを踏まえて、我が国の障害学生の就労支援の課題について、必要な施策動向の検討や、効果的实践についての研究が蓄積されることが望まれる。

注

1) 就職率の計算式：就職者÷卒業学生数×100

2) 本稿では、キャリアに関連する用語を、①キャリア教育は、学校段階における早期または就労準備段階の支援等、②キャリア支援は、就職活動時における就職支援等、③キャリア開発は、就職後の能力やスキルの開

発等、④キャリア発達は、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程と定義した。

- 3) この内容は、上述した〈進路・就職指導〉との差異が報告書に明示されていない。したがって、一部重複している可能性も排除できないが、様々な視点から実態を網羅的に把握する意味でここで取り上げることとする。
- 4) なお、国内動向については、施策や通知等の対象となる分野が複合し、相互に関連しているため、明確な分類は困難な部分がある。そのため、今回の分類は、事業を担当する省庁や、施策・通知の内容から筆者の判断に基づき分類したものであり、視点を変えれば他の分類もあり得る。

引用文献

- 1) 榎本容子・大蔵佐智子・清野絵・新堀和子・野牧宏治（2018）：放課後等デイサービス向けキャリア教育プログラムの推進（<http://fields.canpan.info/report/detail/21475>）。
- 2) 奥村真衣子（2016）：第5章 自由記述に見る障害学生支援の課題，大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告（対象年度：平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）），独立行政法人日本学生支援機構
- 3) 外務省（2018）：「持続可能な開発目標」（SDGs）について（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/about_sdgs_summary.pdf）
- 4) 厚生労働省（2007）：福祉施設、特別支援学校における一般雇用に関する理解の促進等、障害者福祉施策及び特別支援教育施策との連携の一層の強化について
- 5) 厚生労働省（2017）：平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&Aについて
- 6) 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム（2018）：家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000191192.html>）
- 7) 障害者職業総合センター（2013）：若年者就労支援機関を利用する発達障害のある若者の就労支援の課題に関する研究，障害者職業総合センター調査研究報告書，112
- 8) 障害者施策推進本部（2007）：重点施策実施5か年計画
- 9) 中央障害者施策推進協議会（2007）：中央障害者施策推進協議会第3回参考資料「びわこプラスファイブ」について（<http://www8.cao.go.jp/shougai/kyougi/kyougi3/ss4.html>）
- 10) 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ：障害学生支援（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/index.html）
- 11) 独立行政法人日本学生支援機構（2014）：平成25年度日本学生支援機構 障害学生修学支援ネットワーク充実・強化事業 障害学生支援に関する調査研究【札幌学院大学協力事業】
- 12) 独立行政法人日本学生支援機構（2017）：「障害者差別解消法」施行に伴う障害のある学生に関する紛争の防止、解決等事例集 平成28年度収集事例
- 13) 独立行政法人日本学生支援機構（2018 a）：平成29年度（2017年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afiedfile/2018/07/05/h29report.pdf）
- 14) 独立行政法人日本学生支援機構（2018 b）：大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査 平成28年度・平成29年度 合同ヒアリング報告

- 15) 文部科学省 (2014) : 持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するグローバル・アクション・プログラム
(<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1345280.htm>)
- 16) 文部科学省 (2017 a) : 学校基本調査—平成 29 年度結果の概要—調査結果の概要 (高等教育機関)
(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/12/22/1388639_3.pdf)
- 17) 文部科学省 (2017 b) : 「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」の改正について
- 18) 文部科学省 (2017 c) : 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について (依頼)
- 19) 文部科学省 (2018 a) : ESD (持続可能な開発のための教育) 推進の手引き
- 20) 文部科学省 (2018 b) : 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/041/index.htm)
- 21) 文部科学省・厚生労働省 (2018) : 就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について
(通知)
- 22) 内閣府 (2018) : 第4次障害者基本計画について, 全国高等教育障害学生支援協議会第4回大会 資料・抄録集

【Abstract】

Policy trends of employment, welfare, and education related to employment support for persons with disabilities

Kai SEINO* · Yoko ENOMOTO**

The purpose of this study is to clarify future prospects and problems regarding the employment support given to students with disabilities within the higher education system. In this paper, the authors address both the actual current situation of the employment support of students with disabilities as outlined in previous studies and problems and trends of policies surrounding this issue. The results revealed that a number of measures were arranged in conjunction with the employment support for students with disabilities in Japan.

Key words : Employment Support, Career Education, Employment for Persons with Disabilities, Students with Disabilities, Developmental Disability

近年、大学等に在籍する障害学生が増加しており、障害学生に対する、就労支援を、効果的に取り組む必要性が高まっている。以上の背景から、本稿は、高等教育機関における障害学生への就労支援の今後の展望と課題を明らかにすることを目的とした。本稿では、先行研究における障害学生の就労支援の実態と課題の整理し、次に障害者就労支援に関する雇用・福祉・教育の関連施策の動向の整理を行った。その後、障害学生の就労支援の課題と関連施策の関連性を踏まえ、障害者学生の就労支援に関する課題と展望について論じた。本稿から、我が国では、障害学生の就労支援と関連して、生涯を見据えたキャリア教育・キャリア支援の拡充や、多様な機関や保護者等との連携を促進する施策が整備されていることが明らかになった。今後は、施策、制度を具体化するものとして、障害学生の就労支援の調査、研究による根拠のある支援方法の確立が望まれる。

キーワード：就労支援、キャリア教育、障害者雇用、障害学生、発達障害

* A visiting research fellow of the Institute of Human Sciences at Toyo University

** Chief researcher at National Institute of Special Education